

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、社会全体で支え合う制度として、平成12年（2000年）4月にスタートしました。40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときに、1割～3割の負担で、サービスを利用できる仕組みです。



サービスを利用できる方

第1号被保険者

<65歳以上の方>

介護が必要であると認定された方
(病気やけがの種類は問われません)

第2号被保険者

<40歳から64歳までの医療保険加入者>

特定疾病（※）が原因となって介護が必要であると認定された方

※特定疾病

- ①がん（末期） ②関節リウマチ ③筋委縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺，大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統委縮症
- ⑫糖尿病性神経障害，糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

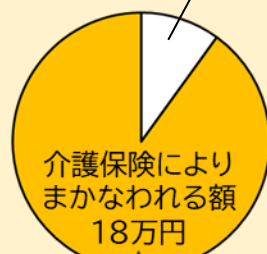


サービスを利用した際の負担額は？

サービスを利用した際の負担割合は、本人の所得に応じて1割～3割です。

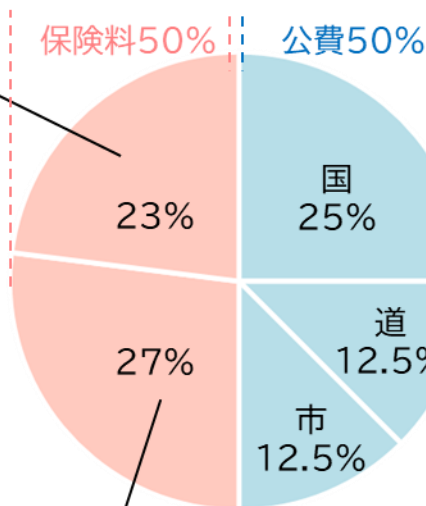
例えば、負担割合が1割の方で、ひと月に20万円のサービス費がかかった場合、本人負担額が2万円（1割），残りの18万円（9割）が介護保険によりまかなわれます。

本人負担額
2万円



第1号被保険者(65歳以上)の保険料

介護保険の費用は、**保険料50%**と**公費50%**でまかなわれます。



介護保険によりまかなわれる額の内訳はどうなっているの？

第2号被保険者(40～64歳)の保険料
※医療保険料と一緒に納付されます